

(目的)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年条例第13号。以下「給与条例」という。)の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(職務の級の標準的な職務の内容)

第2条 給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、給料表級別標準職務表(別表第1)に定めるとおりとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難および責任の度が同じ程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(平24規則6・一部改正)

(級別資格基準表)

第3条 職員の職務の級は、この規則において別に定める場合を除き、級別資格基準表(別表第2)に定める基準にしたがい決定するものとする。

(初任給基準)

第4条 新たに職員となった者の初任給は、原則として初任給基準表(別表第3)によるものとする。この場合において、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じ、学歴免許等資格区分表(別表第4)に定める学歴免許等の区分によるものとする。

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対して、修学年数調整表(別表第5)に加える年数または減ずる年数(以下「調整年数」という。)が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号数にその調整年数の数に4を乗じて得た数を加減して得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とする。

(平24規則6・令6規則1・一部改正)

(経験年数換算の基準)

第5条 新たに職員となった者のうち、採用前に経験年数を有する者の号給は、前条第2項の規定による号給の号数に、経験年数換算表(別表第6)に定めるところにより換算した当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月)で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に昇給号給数表(別表第7)のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とする。

2 前項の規定による経験年数の換算は、特に定める場合を除き初任給基準表を適用するときの基準となった学歴免許等の資格を取得した時以後の経験期間について行なうものとする。

3 前条第2項または第1項の規定による号給が、その者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

4 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者または特殊な技術、経験等を必要とする職に採用しようとする者の号給の決定について、第1項または前項の規定によるときは著しく他の職員との均衡を失すると認めるときまたはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(1) 給料表の適用を受けない職員

(2) 国家公務員

(3) 他の地方公共団体の職員

(4) その他管理者が前各号に準ずると認める者

(平18規則2・平19規則2・平23規則1・平24規則6・令6規則1・一部改正)

(昇格)

第6条 職員が現に有する職務の級において2年以上在級したときは、級別資格基準表に従い1級上位の職務の級に昇格させることができる。ただし、在級年数が2年に満たない者であっても職務の特殊性その他特別の事情により特に管理者において必要と認めた場合においては、この限りでない。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

(平19規則2・令6規則1・一部改正)

(昇格の場合の号給)

第7条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表(別表第8)の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 3 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前2項の規定にかかわらず、管理者の定める号給とする。

(平18規則2・全改、平24規則6・一部改正)

(降格の場合の号給)

第8条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

- 2 前項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(平18規則2・全改)

(給料表の適用を異にする異動)

第9条 職員を一の職から給料表の適用を異にして、他の職に異動させる場合においては、あらかじめ管理者の承認を得て、その者の資格に応じて異動後の職務の級を決定する。

- 2 前項の場合における職員の異動後の号給は、他の職員との均衡を考慮して決定するものとする。

(平18規則2・一部改正)

(昇給日)

第10条 給与条例第4条第2項の規則で定める日は、第14条または第15条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(平18規則2・全改)

(勤務成績の証明)

第11条 給与条例第4条第2項の規定による昇給(第14条または第15条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(平18規則2・全改、平19規則2・一部改正)

(昇給区分および昇給の号給数)

第12条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

- 2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 管理者の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に掲げる職員に該当する職員および次号に掲げる職員を除く。) D
- (2) 管理者の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

- 3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(AおよびBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

- 4 給与条例第4条第2項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて昇給号給数表(別表第7)に定める号給数とする。

- 5 前年の昇給日後に新たに職員となった者または、第17条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による昇給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日または号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月末満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月末満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数とする。

- 6 前2項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

- 7 第4項または第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第4項および第5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(平18規則2・全改、平19規則2・平24規則6・令6規則1・一部改正)

第13条 削除

(平19規則2)

(研修、表彰等による昇給)

第14条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者の定めるところにより、当該各号に定める日に、給与条例第4条第2項の規定による昇給をさせることができる。

(1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、または辺地もしくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰または顕彰を受けた場合 表彰または顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(平18規則2・全改、令6規則1・一部改正)

(特別の場合の昇給)

第15条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、または著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、管理者の定める日に、給与条例第4条第2項の規定による昇給をさせることができる。

(平18規則2・全改、令6規則1・一部改正)

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第16条 第10条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

(平18規則2・全改)

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第17条 職員が新たに職員となった者とした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合または管理者が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を管理者の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

(平18規則2・全改、令6規則1・一部改正)

(復職時等における号給の調整等)

第18条 休職にされた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、または休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、派遣期間または休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を管理者が定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、もしくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)および復職等の日後における最初の昇給日またはそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 派遣職員が職務に復帰した場合または管理者が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

(平18規則2・全改、令6規則1・一部改正)

(派遣職員の退職時の号給の調整)

第19条 派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

(平18規則2・追加)

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

(平18規則2・追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則(昭和45年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則(昭和46年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。

附 則(昭和46年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(昭和47年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年5月1日から適用する。

附 則(昭和48年規則第1号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年規則第1号)抄

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和53年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年規則第2号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年規則第2号)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づいて、昭和60年7月1日からこの規則の施行の日までの間に決定された初任給、昇格、昇給等については、この規則の規定に基づいて決定されたものとみなす。

附 則(平成2年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年規則第8号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成3年規則第6号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成4年規則第6号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第4号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成7年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成8年規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(施行日における給料月額等の調整)

2 平成8年4月1日(以下「施行日」という。)において、施行日前から引き続き4級以上の職務の級等(以下「対象級」という。)に在職する職員(施行日に対象級に昇格する職員を除く。)については、その者が施行日に属する職務の級の1級下位の職務の級からの昇格が同日に行われたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 降格した職員を施行日から平成14年3月31日までの間に対象級に昇格(当該降格の日の前日においてその者が属していた職務の級の1級上位の職務の級までの昇格に限る。)させた場合におけるその者の号給および当該昇格後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる期間については、改正後の規則第7条第1項および第10条第1項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定めるものとする。

附 則(平成8年規則第3号)

この規則は、交付の日から施行し平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成8年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成9年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則は、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成10年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成11年規則第6号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成15年規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(改正条例附則第2項適用職員の在級年数等に関する経過措置)

- 2 鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第2号。以下「改正給与条例」という。)附則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(次項において「改正条例附則第2項適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「新規則」という。)別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

(1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、改正給与条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「旧給与条例」という。)別表第1給料表の2級または5級であつた職員 旧級および旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

- 3 改正条例附則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格(切替日から平成19年3月31日までの間における新規則第6条の規定によるものに限る。)については、同条中「現に有する職務の級において2年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、旧給与条例別表第1給料表の2級または5級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であつた職員にあつては、旧級および旧級の1級下位の職務の級ならびに改正給与条例附則第2項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算2年以上、旧級が同条例附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた職員にあつては、旧級および新級に通算2年以上」とする。

(切替日における昇格または降格の特例)

- 4 切替日に昇格または降格した職員については、当該昇格または降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第7条または第8条の規定を適用する。(初任給に関する経過措置)

- 5 平成26年4月1日(以下この項において「調整日」という。)以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について新規則第5条の規定の適用を受けることとなる者(同日において39歳に満たない職員を除く。)のうち、新たに職員となつた日(以下この項において「採用日」という。)から、同条の規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から新規則第4条の規定による号給の号数を減じた数を4(新たに職員となつた者が特定職員(改正給与条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例別表第1給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものをいう。以下同じ。)であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼつた日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、新規則第5条の規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼつた日(当該さかのぼつた日が同日の属する年の11月1日(特定職員にあつては、同年の10月1日)以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における新規則第10条に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間または日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで

(2) 調整日において46歳に満たない職員(次号および第4号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで

(3) 調整日において45歳に満たない職員(次号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで

(4) 調整日において44歳に満たない職員 平成19年1月1日

(平19規則2・平26規則2・一部改正)

(平成19年1月1日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例)

- 6 平成19年1月1日までの間における新規則第12条第1項、第3項第1号および第5項の規定の適用については、同条第1項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「DまたはE(給与条例第4条第4項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、C、DまたはE)」と、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第5項中「前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「その者の新たに職員となつた日または号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日(同日後に新た

に職員となつた特定職員または第17条の規定により号給を決定された特定職員にあつては、新たに職員となつた日または号給を決定された日)」とする。

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における昇給の号給数の特例)

- 7 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における新規則第12条第4項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数(当該号給数が負となるときは、零)」とする。

(平19規則2・一部改正)

(平成19年1月1日における一般職員の昇給の号給数等)

- 8 平成19年1月1日において特定職員(新規則第12条第1項に規定する特定職員をいう。)以外の職員(以下「一般職員」という。)を給与条例第4条第2項の規定による昇給(新規則第14条または第15条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。)に相当する数から1を減じて得た数に、切替日(切替日後に新たに一般職員となつた一般職員または切替日後に新規則第17条の規定により号給を決定された一般職員にあつては、新たに職員となつた日または号給を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(管理者の定める一般職員にあつては、管理者の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

(1) この項の規定による号給数が零となる一般職員

(2) 給与条例第4条第4項の規定を受ける一般職員で次項第2号または第3号に掲げる一般職員に該当するもの

(3) 次項第3号に掲げる一般職員(給与条例第4条第4項の規定の適用を受けるものを除く。)で管理者が昇給させることが相当でないと認めるもの

- 9 一般職員の基準号給数は新規則第11条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号給以上

(2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給

(3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下

- 10 管理者の定める事由以外の事由によつて切替日から平成18年12月31日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となつた一般職員にあつては、新たに職員となつた日から同月31日までの期間)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他管理者の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

- 11 附則第8項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給(同月1日において職務の級を異にする異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

- 12 附則第9項第1号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、一般職員の定員等を考慮して管理者の定める号給数を超えてはならない。

附 則(平成19年規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(鯖江・丹生消防組合職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 鯖江・丹生消防組合職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鯖江・丹生消防組合規則第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成23年規則第1号)

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第6号)

(施行期日)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則の規定に基づいて決定された職員の初任給については、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則の規定に基づいて決定された職員の初任給とみなす。

附 則(平成26年規則第2号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第5号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。
(経過措置)
 - 2 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに号給表の適用を受けることとなつた職員および昇給、降号、復職時等における号給の調整または鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成26年鯖江・丹生消防組合条例第3号)附則第2項の規定による号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用または異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
 - 3 この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに号給表の適用を受けることとなつた職員および降格、昇給、降号または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動にあつた職員(個別に管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用または異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
附 則(平成27年規則第1号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
附 則(平成28年規則第9号)
(施行期日等)
 - 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年1月1日から施行する。
 - 2 第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(経過措置)
 - 3 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員および昇給、降号または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用または異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
 - 4 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員および降格、昇給、降号または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員(個別に管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用または異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
 - 5 第2条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定により職務の級が2級に決定されていた職員に係る同条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第2の規定の適用については、同表中「5」とあるのは「4」とする。
附 則(令和2年規則第2号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(令和6年規則第1号)
(施行期日等)
 - 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(経過措置)
 - 2 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員および昇給、降号または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用または当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の規則の規定による号給とするものとする。
 - 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員および昇給、降号または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員(個別に管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用または当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 別表第1(第2条関係)
- (平18規則2・全改、平23規則1・令2規則2・令6規則1・一部改正)

給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 消防副士長または消防士の職務 2 主事の職務 3 定型的な業務を行う職務
2級	1 相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う消防副士長または主事の職務 2 相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 主任もしくは主査の職務またはこれに相当する職務 2 相当高度の知識または経験に基づき比較的困難な業務を行う消防副士長の職務 3 相当高度の知識経験に基づき比較的困難な業務を行う職務
4級	1 課長補佐の職務またはこれに相当する職務 2 困難な業務を行う主任もしくは主査の職務またはこれに相当する職務 3 高度の知識経験に基づき困難な専門的科学的業務を行う職務
5級	1 参事の職務またはこれに相当する職務 2 総括的業務を行う課長補佐の職務またはこれに相当する職務 3 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う課長補佐の職務
6級	課長もしくは主幹の職務またはこれに相当する職務
7級	次長の職務またはこれに相当する職務
8級	消防長の職務

別表第2(第3条関係)
(平18規則2・全改、平24規則6・平28規則9・令6規則1・一部改正)
級別資格基準表

学歴免許等	職務の級	1級	2級	3級	4級
大学卒			3	5	8
	0	3	8	16	
短大卒			6	5	9
	0	6	11	20	
高校卒			8	5	10
	0	8	13	23	

備考 この表において職務の級欄に掲げる上欄の数字は、当該職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要在級年数を示し、下欄の数字は当該職務の級に決定されるための必要経験年数を示す。

別表第3(第4条関係)
(平18規則2・平24規則6・令6規則1・一部改正)
初任給基準表

学歴免許等	初任給
大学卒	1級28号給
短大卒	1級18号給
高校卒	1級9号給

備考 選考による採用の場合には、この表に掲げる初任給基準よりそれぞれ直近下位の号給に対応する額を初任給基準とする。

別表第4(第4条関係)
(平24規則6・追加、令6規則1・一部改正)
学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程修了	ア 学校教育法(昭和22年法律第26号) による大学院博士課程の修了 イ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(2) 修士課程修了	ア 学校教育法 による大学院修士課程の修了 イ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格

	(3) 専門職学位課程修了	ア <u>学校教育法</u> による専門職大学院専門職学位課程の修了 イ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(4) 大学6卒	ア <u>学校教育法</u> による大学の医学もしくは歯学に関する学科(<u>同法第85条ただし書</u> に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)または薬学もしくは獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 イ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(5) 大学専攻科卒	ア <u>学校教育法</u> による4年制の大学の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(6) 大学4卒	ア <u>学校教育法</u> による4年制の大学の卒業 イ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア <u>学校教育法</u> による3年制の短期大学の卒業 イ <u>学校教育法</u> による2年制の短期大学の専攻科の卒業 ウ <u>学校教育法</u> による高等専門学校の専攻科の卒業 エ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(2) 短大2卒	ア <u>学校教育法</u> による2年制の短期大学の卒業 イ <u>学校教育法</u> による高等専門学校の卒業 ウ <u>学校教育法</u> による高等学校、中等教育学校または特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 エ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	ア <u>学校教育法</u> による高等学校、中等教育学校または特別支援学校の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(2) 高校3卒	ア <u>学校教育法</u> による高等学校、中等教育学校または特別支援学校(<u>同法第76条第2項</u> に規定する高等部に限る。)の卒業 イ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格

別表第5(第4条関係)

(平24規則6・追加、令6規則1・一部改正)

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分		
		大学卒	短大卒	高校卒
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年
大学4卒	16年		+2年	+4年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年
短大2卒	14年	-2年		+2年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年
高校3卒	12年	-4年	-2年	

備考

- 学歴区分欄および基準学歴区分欄の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分による。
- この表に定める基準学歴区分欄の年数は、その者の有する学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する調整年数を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 学校教育法による大学院博士課程のうち医学または歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数および調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数および調整年数とする。
- その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数および調整年数について管理者が別段の定めをした職員については、管理者が定める修学年数および調整年数をもって、この表の修学年数および調整年数とする。

別表第6(第5条関係)

(平18規則2・一部改正、平24規則6・旧別表第4繰下・一部改正、令6規則1・一部改正)
経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算表	備考
国家公務員、地方公務員または旧公共企業体、政府関係機関もしくは外国政府の職員としての在職期間	職務の種類が類似しているもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	他の職員との均衡を著しく失する場合は「10割以下」とすることができる。
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以上	
	その他のもの	8割以下	
学校または学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	教育、医療、研究等の職務で直接関係があると認められるもの	10割以下	
	技能、労務等の職務で関係があると認められるもの	5割以下	他の職員との均衡を著しく失する場合は「8割以下」とすることができる。
	その他のもの	2割5分以下	他の職員との均衡を著しく失する場合は「5割以下」とすることができる。

別表第7(第5条・第12条関係)
(平19規則2・全改、平24規則6・旧別表第6繰下・一部改正、令6規則1・一部改正)
昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4(給与条例別表第1の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3)	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は給与条例第4条第4項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第8(第7条関係)
(令6規則1・全改)
昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1

13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	28
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	29
52	20	36	36	44	42	29	29
53	21	37	37	45	43	30	30
54	21	37	38	46	43	30	30
55	22	38	39	47	44	30	30
56	22	38	40	48	44	30	30
57	23	39	41	49	45	31	30
58	23	39	42	50	45	31	31
59	24	40	43	51	46	31	31

60	24	40	44	52	46	31	31
61	25	41	45	53	47	31	31
62	25	42	45	54	47	31	
63	26	43	45	55	48	31	
64	26	44	46	56	48	31	
65	27	45	46	57	49	31	
66	27	45	46	58	49	31	
67	28	46	47	59	50	31	
68	28	46	47	60	50	31	
69	29	47	47	61	50	31	
70	29	47	48	62	50	31	
71	29	48	48	63	50	31	
72	30	48	48	64	50	31	
73	30	49	49	65	50	31	
74	30	49	49	66	50	31	
75	31	49	49	67	50	31	
76	31	49	50	68	50	31	
77	31	49	50	68	51	31	
78	32	50	50	68	51	32	
79	32	50	51	68	51	32	
80	32	50	51	68	51	32	
81	33	50	51	69	51	32	
82	33	50	52	69	51	32	
83	33	51	52	69	51	32	
84	34	51	52	69	51	32	
85	34	51	53	69	51	33	
86	34	51	53	70	51		
87	35	51	53	70	51		
88	35	52	53	70	51		
89	35	52	54	71	52		
90	36	52	54	72	52		
91	36	52	54	73	52		
92	36	52	54	74	52		
93	37	53	55	75	53		
94		53	55				
95		53	55				
96		53	55				
97		53	55				
98		54	55				
99		54	55				
100		54	56				
101		54	56				
102		54	56				
103		55	56				
104		55	56				
105		55	56				
106		55	56				

107		55	57				
108		56	57				
109		56	57				
110		56	57				
111		56	57				
112		56	57				
113		56	57				
114		56					
115		56					
116		56					
117		57					
118		57					
119		57					
120		57					
121		57					
122		57					
123		57					
124		57					
125		57					